福祉施設・福祉活動者のための助成金申請ガイド

～助成金選びから申請まで～

社会福祉法人　京都府社会福祉協議会

目　次

STEP1　助成金って？

Q1　助成金ってどんなものですか？

Q2　どんな時に申し込んだらいいのでしょうか？

Q3　申請を考えるにあたって、注意すべきことはありますか？

STEP2　助成金の選び方

Q4　どのくらいの金額がもらえるのでしょうか？

Q5　助成金にはどのような種類がありますか？

Q6　申請する助成金をどのようにして絞り込んだらいいのでしょうか？

Q7　はじめて申請するのに適した助成金はあるのでしょうか？

STEP3　申請書作成のポイント

Q8　どんなポイントを審査されるのでしょうか？

Q9　申請書はどのように記入したらよいでしょう？

Q10　どんな資料をつけたらいいのでしょうか？

Q11　申請書を提出する前に確認すべきことはありますか？

京都府社協が提供する助成金情報の入手方法

STEP1　助成金って？

Q1　助成金ってどんなものですか？

助成金には、①国や都道府県、市町村による助成金（補助金）と、②企業による助成金（基金・寄付）があります。

このガイドでは、②企業による助成金（基金・寄付）を対象とします。企業による助成金は、福祉施設の事業や福祉団体・ボランティアグループの活動を支援することを目的として、基金を創設してその運用益を財源にしたり、売り上げの一部を寄付にしたりする形で、金品が贈呈されています。

2010 年 3 月現在、年間約 50 種類程度の助成金が募集されています。

Q2　どんな時に申し込んだらいいのでしょうか？

助成金は、一般的に

「新しく事業をはじめたい」

「これまでの事業を拡大（発展）させたい」

といった時に申し込むものです。

助成金の多くは、「他の団体が取り組んでいない新しい試みであること（＝先駆性、開拓性）」や「これまで取り組んできた活動を発展（拡大）させること（＝発展性）」を選考の基準としています。そのため、これまで取り組んできたままで助成金を申し込んだとすると、選考にあたっての相対的な順位は低くなってしまいます。

ただし、機材を必要とする活動で、これまで使用してきた機材が老朽化で使用できなくなり、活動の継続が困難になった場合については、活動の必要性や助成の必要性、別の活動方法の有無などを勘案して選考されることが多いです。

例）送迎サービスや配食サービスで使用する車両

音訳ボランティアの録音機

要約筆記ボランティアの OHC やプロジェクター

Q3　申請を考えるにあたって、注意すべきことはありますか？

①早めに動き出すことを心がけましょう

助成金は、申請から決定・助成金交付まで、約半年程度かかるのが一般的です。つま

り、実際に取り組みをスタートさせる半年前には、取り組みの目的や内容、手法、経費の概算などが申請書に記入できる程度に決まっていることが必要です。中長期的な視点を持って、計画的に申請していきましょう。

また、助成金の募集には、大きく 2 つのピークがあります。春の時期（3～5 月）、そして秋から冬にかけての時期（10～12 月）です。春の時期に申請したものは、多くが秋に決定が出て、年度の後半からスタートする事業の財源として活用することができます。秋から冬にかけての時期に申請したものは、多くが 2～3 月に決定が出て、翌年度（4 月）からスタートする事業の財源として活用することができます。

②助成金で支出することが難しいもの

助成金で事業を実施する際に、一般的に支出することが難しい費用があります。

まず、経常経費。助成金を受けた事業をしてもしなくても必要となる団体の運営経費のことです。例えば、事務所の家賃や電話代、定例会議の会場費、通常の団体活動にかかる旅費などを指します。これらと同じ科目の費用の場合は、助成金を受けた事業のために使ったこと（新しく経費が発生したこと）をはっきりと示すことが必要です。

次は、飲食費です。スタッフや参加者のお弁当、打ち合わせの飲食代などは、一般的に助成金で支出する対象にならないものです。但し、研修講師の昼食代は、認められることが多いです。

最後に人件費。ここで言う人件費には、研修講師の謝礼などは含まず、助成金事業を実施する団体のスタッフに支払う賃金です。一部の助成金では、条件を付けて対象としている場合もありますが、多くの助成金では対象となっていません。

このように、一般的に助成金で支出することが難しい経費もあるため、助成金で支出するもの、団体の自主財源で支出するものを企画段階でしっかりと整理しておくことが必要となります。

③公的補助金との併用

企業による助成金は、未だ制度になっていない、先駆的・開拓的な取り組みに対して助成されるという性格があります。そのため、国や都道府県、市町村からの補助金などを受けている事業に対して、同時に助成金を受けることはできません。介護保険事業や障害者自立支援法に基づく事業も同様です。

STEP2　助成金の選び方

Q4　どのくらいの金額がもらえるのでしょうか？

助成金には、1 件あたりの限度額が 10 万円程度のものから数百万円まで、様々なものがあります。一番多いものは、30 万円から 50 万円程度のものです。限度額が数百万円のものには、「50 万円以下の申請は不可」などの条件がついているものもあります。

また、総事業費を全額助成するのではなく、一部、自己資金を必要とするものもあります。例えば、助成率 90%の助成金は、総事業費が 100 万円とすると、助成金では 90 万円が限度となり、あとの 10 万円は団体の自己資金を充てることとなります。

Q5　助成金にはどのような種類がありますか？

助成金は、それぞれ異なる特徴を持っています。ここでは、①内容・分野、②申請者の要件、③活動者の要件、④使途から見てみましょう。

①内容・分野

助成金には、申請を特定の内容・分野に限定しているものと、そういった限定のないものに大別されます。内容・分野は、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、その他の地域福祉活動・まちづくり活動などに大きく分類されます。

②申請者の要件

申請の要件として何らかの法人格を必要とする助成金と、法人格が無くても申請できる助成金があります。法人格を必要とする場合は、非営利法人（社会福祉法人、NPO 法人など）である必要があります。

③活動者の要件

助成金を受けて実施する事業の活動者が限定されている助成金があります。例えば、高齢者が活動する事業、勤労者が活動する事業、児童が活動する事業などです。

④使途

使途には大きく 4 つの分類があります。

まず、機材・備品。助成を受ける事業で使用する機材や備品の購入費に焦点をあてて助成されるものです。

2 つ目は、事業費。イベントや研修会などの事業費を助成するもので、イベントの広

報費（チラシの印刷費、郵送費）や講師の謝金、会場の借り上げ料などが対象となります。

3 つ目は、車両の購入費。配食サービスや送迎サービスなどで使用する車両の購入費を助成するものです。

4 つ目は、調査研究。調査票の作成費・発送料、報告書の作成費などが対象となります。

Q6　申請する助成金をどのようにして絞り込んだらいいのでしょうか？

まずは、Q4、Q5 で紹介した「金額」、「内容・分野」、「申請者の要件」、「活動者の要件」、「使途」の 5 項目で、該当する助成金を絞りましょう。おそらくこの段階で、3 種類程度、多くて 5 種類程度まで絞り込めるのではないでしょうか。

続いて、絞り込んだ助成金の過去の助成結果を確認します。助成金が募集されると、多くはホームページに助成金の応募要綱や様式とともに、過去の助成結果が掲載されます。過去 2～3 年の間に、これから申請しようとしている事業と類似したものに対して助成決定がされている場合は狙い目です。

Q7　はじめて申請するのに適した助成金はあるのでしょうか？

助成金には、募集エリアが全国のものと、地域が限定されているものとがあります。はじめて申請するのであれば、後者の応募エリアが限定されるものからチャレンジすることをおすすめします。

例えば・・・

NPO・ボランティア活動助成（京都府社協）

京都新聞社会福祉事業団

大阪ガスグループ福祉財団

また、助成金によっては、申請、報告にかかる事務量が大きく違います。はじめての申請となると不慣れなことも多く、また事務的な体制も十分ではないことが考えられます。市町村社会福祉協議会の担当者などとよく相談して、事務的な負担が過度にかからない助成金を選びたいものです。

STEP3　申請書作成のポイント

Q8　どんなポイントを審査されるのでしょうか？

助成金によっては、実施要綱などであらかじめ審査基準を示しているものがありますので、申請を考えている助成金については、要綱を取り寄せてよく確認しましょう。下記は一般的な審査のポイントです。

①先駆性・開拓性

活動に「新しさ」があるかどうかという点です。これまでやってきた自団体の活動や他団体との活動との「違い」を見せましょう。

②実施可能性

申請した事業内容が実施可能かどうかという点です。これまでの活動実績や、実施体制、計画的なスケジュールなどにより、実施可能性を示すことが必要です。スケジュールは詰め込みすぎず、無理のないものを作成しましょう。

③継続性

助成終了後、どのように活動が継続されるか（又はその効果がどのように波及するか）という点です。単発のイベントであっても、そのイベントをしたことによって、その後どのように取り組みを展開をしようとしているかを示す必要があります。また、継続する活動の場合は、助成期間中に活動を軌道に乗せるとともに、その後の財源確保の見通しについても検討しておく必要があります。

④発展性

助成をすることによって、対象者やエリアが拡大したり、活動頻度が高まったりといった発展性があるかという点です。また、①先駆性・開拓性とからんで、他団体や他地域への波及効果などもポイントとなります。

⑤助成の必要性

申請された活動内容について、助成金を出して支えるべき活動であるか、また助成金を出さないと実施できない活動であるかといった点です。対象者が極端に少なかったり、活動規模に比べ極端に必要経費が多かったりなど、助成額と効果のバランスもポイントになります。また、助成申請額を上回る自主財源がある場合は、必要性が低いと考えられる場合もあります。

Q9　申請書はどのように記入したらよいでしょう？

①平易な文章で書く

まずは平易な文章で書きましょう。審査は多角的な視点で行う必要から、様々な立場の方によって審査委員を構成することが多いです。福祉活動の実際を熟知した方々ばかりではないことを踏まえる必要があります。そのため、申請書は、誰にでも分かりやすく書くことが必要です。

②表現方法

申請書を活動者自身が作成する場合、活動を実際に行い、また思いも強いことから、「私たちの活動の良さを伝えよう！」と熱が入り過ぎ、長文になることがあります。記入するスペースは限られていますので、要点を絞って記入する必要があります。メッセージとして強く伝えたい部分（活動の効果など）には、箇条書きを使用することも1つの方法です。

また、場合によっては、数値を用いて客観性を高めたり、グラフを用いて視覚的に訴えたりすることも効果があります。

③説明文章の構造

申請書の様式は、A3 版 1 枚のものから数ページにわたるものまで、様々なものがあります。記入する項目について、細かく区切られている様式であればいいのですが、中には、「申請する活動内容」といった欄があるのみで、どのような内容を記入したらいいかわからないものもあります。こうした場合には、下記の 3 つの項目を踏まえて、順に記入すると書きやすくなります。

■これまでの取り組み
■取り組みの中で直面している課題
■助成金の効果

「これまでの取り組み」は、活動実績の部分です。申請する活動をするに至った経緯、これまでどのような取り組みをしてきたのかを記入します。続いて、「取り組みの中で直面している課題」。ここについては、前述の箇条書きを使用してもいいかもしれません。最後に「助成金の効果」。助成金を受けることで、どのように「取り組みの中で直面している課題」が解決されるのか、その点をはっきり提示することが必要です。

なお、「機材・備品」の購入助成の場合、「機材・備品を購入すること」ではなく、「機材・備品を購入することによってもたらされる効果」を説明することが必要です。

Q10　どんな資料をつけたらいいのでしょうか？

資料添付の可否については、助成金によって異なりますので、まずは要綱などで確認しましょう。

資料はたくさんつければよいというものではありません。申請する活動の必要性などを補足するもの、自分の団体の活動実績などがわかるものなどに絞り込みましょう。また自団体の活動が紹介された新聞記事や他団体の広報誌など、自団体が発行している以外のものがあれば効果的です。こうした資料は日常的に保管しておくことが大切です。

Q11　申請書を提出する前に確認すべきことはありますか？

申請書ができあがり、提出する前にもう一度「申請書の記載に不備がないか」を確認しましょう。申請書の中にたくさんの不備がある場合、本当に活動がやり遂げられるのかと疑問符が付くことにもつながります。以下はよくある申請書記載上の不備です。

■金額の不一致

・積算根拠と科目の金額が合わない。

・科目の合計額が、合計欄の金額と合わない。

・収入と支出が同額にならない。

■内容と予算積算の不一致

例えば、活動内容には研修は 3 回と記載してあるのに、予算上は 4 回で積算されているなど。

■文字数がオーバーしている

・150 字以内のところに 150 字を超えて記入している。

・文字数の制限はないが、極端に小さな字若しくは行間を詰めて記入している。

■指定された資料が付いていない

定款や会則、前年度の事業報告や決算書、役員名簿など、実施要綱などで指定されている資料が付いていない。

京都府社協が提供する助成金情報の入手方法

■ホームページ

助成金の情報をホームページで提供しています。下記の手順でアクセスしてください。活動の対象や使途を限定して、検索することもできます。

URL　http://www.kyoshakyo.or.jp/

アクセス方法

トップページ ＞ 地域福祉・ボランティア活動情報 ＞ 助成金情報

■メールマガジン「助成金メール情報」

ホームページに新しい助成金の情報が掲載されるたびに、助成金の概要がメールで配信されます。上記ホームページにチラシを掲載していますので、登録方法等の詳細はチラシをご確認ください。

■『ボランティア・NPO・市民活動を応援する　助成金ガイド』

京都府社協が作成。主な民間助成を対象となる活動と、使途に分類して紹介しています。京都府社協の窓口で配布しているほか、上記ホームページから、PDF でダウンロードすることも可能です。

福祉施設・福祉活動者のための助成金申請ガイド
～助成金選びから申請まで～

発行:平成 22 年 3 月
社会福祉法人　京都府社会福祉協議会
〒604-0874
京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町 375